



2024年6月26日

各位

会社名 オリンパス株式会社
代表者名 取締役 代表執行役 社長兼 CEO
シュテファン・カウフマン
(コード番号 7733 東証プライム)
問合せ先 IR 部門 ハイブリッドメント 櫻井 隆明
(TEL. 042-642-2111(代))

事後交付型譲渡制限付株式報酬制度および業績連動型株式報酬制度に基づく 自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、事後交付型譲渡制限付株式報酬 (RSU: Restricted Stock Unit) 制度 (以下「RSU制度」といいます。) および業績連動型株式報酬 (PSU: Performance Share Unit) 制度 (以下「PSU制度」といいます。) に基づく自己株式の処分 (以下「本自己株式処分」といいます。) を行うことについて、下記のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2024年7月24日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 502,745 株
(3) 処分価額	1株につき2,579円
(4) 処分価額の総額	1,296,579,355円
(5) 処分先及びその人数並びに処分する株式の数	① 2021年3月期付与のRSU(以下「FY2021-RSU」といいます。) 非業務執行取締役(退任者)1名 1,541株 ② 2022年3月期付与のRSU(以下「FY2022-RSU」といいます。) 非業務執行取締役(退任者)1名、 執行役(退任者を含む)3名 73,815株 ③ 2022年3月期付与のTransformational FY22-RSU 執行役1名 6,081株 ④ 2023年3月期付与のRSU(以下「FY2023-RSU」といいます。) 非業務執行取締役(退任者)2名、 執行役(退任者を含む)5名 61,783株 ⑤ 2024年3月期付与のRSU(以下「FY2024-RSU」といいます。) 非業務執行取締役(退任者を含む)6名、 執行役(退任者を含む)8名、 当社子会社の従業員1名 139,516株

	⑥ 2022年3月期を評価対象期間の開始とし2024年3月期を評価対象期間の終了とするPSU(以下「FY2022-PSU」といいます。) 執行役(退任者を含む) 5名 111,328株 ⑦ 2023年3月期を評価対象期間の開始とし2025年3月期を評価対象期間の終了とするPSU(以下「FY2023-PSU」といいます。) 執行役(退任者) 1名 50,936株 ⑧ 2024年3月期を評価対象期間の開始とし2026年3月期を評価対象期間の終了とするPSU(以下「FY2024-PSU」といいます。) 執行役(退任者) 1名 57,745株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社では、2018年3月期に取締役(社外取締役を除く)および執行役員に対する株式報酬としてPSU制度を導入しました。その後、2019年6月の指名委員会等設置会社への移行に伴う役員体制の変更において、執行役に対する株式報酬としてPSU制度を導入するとともに、取締役(社外取締役を含む)および執行役に対し「企業価値の最大化を図り様々なステークホルダーの期待に応える」という意識を強く持たせ、その責務に相応しい処遇とすることを基本方針とし報酬制度の見直しを行ってまいりました。その一環として2021年3月期より取締役(社外取締役を含む)および執行役に対する株式報酬としてRSU制度を導入しました。

本自己株式処分は、割当予定先である取締役および執行役(以下「割当対象者」といいます。)に対する株式報酬として行うものです。また、株式報酬付与時に執行役であり、退任後当社子会社の従業員となった者も、割当対象者とします。

RSU制度およびPSU制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【RSU制度の概要等】

(1) 非業務執行取締役に対するRSU

非業務執行取締役には固定報酬として基本報酬を支給しますが、さらに取締役と株主との利害の共有を図るという考え方を重視し、基本報酬に加え非業績連動型の株式報酬であるRSUを任期ごとに付与します。

権利の確定は、日本居住者については退任時とし、日本非居住者については各地域における株式報酬の一般的な方法に準じて個別に設定します。今回対象となる日本非居住者については任期終了ごとの権利確定としています。

以上に基づき、日本居住者である退任非業務執行取締役1名に対しFY2021-RSUおよびFY2022-RSUに係る株式を、同じく2名に対しFY2023-RSUに係る株式を、また同じく3名に対しFY2024-RSUに係る株式を支給することを決定しました。また併せて、日本非居住者である非業務執行取締役3名に対しFY2024-RSUに係る株式を支給することを決定しました。

(2) 執行役に対するRSU

執行役の報酬は、固定報酬である基本報酬、各期の業績に連動する短期インセンティブ報酬お

よび長期インセンティブ報酬の組み合わせとしており、長期インセンティブ報酬は、RSU と PSU から構成されています。

RSU は、権利算定期間において当社グループに在籍することを条件として、当社が定める数の当社普通株式を取得する権利を付与したうえで、予め設定した時期に、予め設定した数の当社普通株式を支給する制度です。

本自己株式処分の対象となる FY2022-RSU は権利算定期間を 3 年とし、権利算定期間の開始時点で取得の権利を有する株数を決定し 3 年経過後にその数の株式を支給します。

また同じく対象となる FY2023-RSU および FY2024-RSU は権利算定期間を 3 年として、権利算定期間の開始時点で取得の権利を有する株数を決定し 1 年を経過するごとにその数の 3 分の 1 の株式を支給します。

権利算定期間内に、報酬委員会が認める正当な事由により退任した場合には、退任月を含む在任月数で按分し、相当する数の株式を支給します。また、退任の事由が退任時点で一定の年齢及び勤続年数を満たすことで、報酬規程で定める「引退」に該当する場合は、報酬委員会が別途定めた要件を満たす限りにおいて、当社普通株式を取得する全ての権利に応じた株数を報酬委員会の決議により支給します。ただし、個別契約により退任時の取扱いが定められている場合は、個別契約の定めるところに従って株式を支給します。

以上に基づき、執行役 2 名および退任執行役 1 名に対し FY2022-RSU に係る株式を、執行役 4 名および退任執行役 1 名に対し FY2023-RSU に係る株式を、執行役 7 名、退任執行役 1 名および当社子会社の従業員 1 名に対し FY2024-RSU に係る株式を支給することを決定しました。

(3) 権利喪失事由

割当対象者が権利算定期間中に、禁固以上の刑に処せられた場合、破産手続または民事再生手続開始等の申立てを受けた場合など一定の事由に該当した場合は、その該當時点をもって、当該割当対象者がその時点で保有する株式取得の権利の全部を当社は無償で取得します。

(4) Transformational FY22-RSU

2019 年 3 月期を評価対象期間の開始とし 2021 年 3 月期を評価最終年度とする PSU(以下「18PSU」といいます。)の支給率は 0%であったものの、報酬委員会は、新型コロナウイルス感染症の拡大により事業環境が大きく影響を受ける中で、18PSU 支給対象者である執行役は 2022 年 3 月期以降につながる成果を創出していると判断しました。これを踏まえ、企業価値の最大化、株主価値の向上に引き続き邁進するとともに株主との利害の共有を強化するために有効な報酬を執行役に対して支給することが必要と考え、「Transformational FY22-RSU」の付与を 2021 年 4 月 27 日開催の報酬委員会にて決定しました。

Transformational FY22-RSU は、18PSU 支給対象者である執行役のうち、2022 年 3 月期も引き続き任に当たる者を対象として、付与日を 2021 年 4 月 1 日とし、権利確定は 3 年後の 2024 年 3 月 31 日または退任から 6 か月経過後とする RSU を付与するものです。

以上に基づき、執行役 1 名に対し Transformational FY22-RSU に係る株式を支給することを決定しました。

【PSU 制度の概要等】

(1) PSU 制度の概要

RSU とともに執行役の長期インセンティブ報酬を構成する PSU は、3 年間の業績評価期間にお

いて、予め基準となる株数を定めた上で、予め定めた業績評価指標の達成度に応じて一定の範囲で調整した数の当社普通株式を交付する制度です。

本自己株式処分の対象となる FY2022-PSU は、営業利益率、相対 TSR (Total Shareholder Return) および ESG を業績評価指標としており、業績評価期間終了後に、報酬委員会で業績評価指標に対する達成度の確認を行い、支給率を決定の上、予め個別に定めていた基準株数にこの支給率を乗じ、支給株式の数を決定しました。

業績評価期間内に割当対象者が、報酬委員会が認める正当な事由により退任した場合には、退任月を含む在任月数で按分し、相当する数の株式を支給します。また、退任の事由が退任時点で一定の年齢及び勤続年数を満たすことで、報酬規程で定める「引退」に該当する場合は、報酬委員会が別途定めた要件を満たす限りにおいて、退任時に保有する当社普通株式を取得する全ての権利について、業績評価指標の業績評価期間経過後、達成度により算定された株数を報酬委員会の決議により支給します。ただし、個別契約により取扱が定められている場合は、個別契約の定めるところに従って株式を支給します。

以上に基づき、執行役 2 名、退任執行役 3 名に対し FY2022-PSU に係る株式を、退任執行役 1 名に対し FY2023-PSU および FY2024-PSU に係る株式を支給することを決定しました。

(2) 権利喪失事由

割当対象者が業績評価期間内に、禁固以上の刑に処せられた場合、破産手続または民事再生手続開始等の申立てを受けた場合など一定の事由に該当した場合は、その該當時点をもって、当該割当対象者がその時点で保有する株式取得の権利の全部を当社は無償で取得します。

3. 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

割当対象者に対する本自己株式処分は、上記制度に基づき支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2024年6月25日(代表執行役による自己株式処分の決定日の前営業日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,579円としております。

この金額は、東京証券取引所における当社の普通株式の1ヵ月(2024年5月26日から2024年6月25日まで)の終値単純平均値である2,575.1円(0.1円未満四捨五入。終値単純平均値において、以下同じ。)からの乖離率0.15%(小数点以下第3位四捨五入。乖離率の計算において、以下同じ。)、3ヵ月(2024年3月26日から2024年6月25日まで)の終値単純平均値である2,377.2円からの乖離率7.83%、および6ヵ月(2023年12月26日から2024年6月25日まで)の終値単純平均値である2,273.5円からの乖離率11.84%となっております。

なお、上記の払込金額については、代表執行役による決定日の前営業日の市場株価であり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しておりますので、合理的で、かつ特に有利な金額に該当しないものと判断しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本株式の発行は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続きは要しません。

以上